

- 1 日 時 平成26年8月26日（火）18：30～21：00
- 2 場 所 城東保健福祉エリア保健福祉複合棟3階第1・2研修室
- 3 出席者 （委員）津富委員（会長）、浅井委員、岩崎委員、上田委員、馬居委員、大川委員、太田嶋委員、大橋委員、垣見委員、京井委員、新谷委員、杉山委員、田中委員、月川委員、富樫委員、内藤委員、長谷川委員、宮下委員、宮本委員、山岸委員
（事務局）池谷子ども未来局長、平松子ども未来部長、高松子ども未来部理事、深澤参与兼子ども未来課長、望月参与兼青少年育成課長、一木参与兼保育課長、伊藤参与兼子ども家庭課長、田形参与兼障害者福祉課長、牧野健康づくり推進課長、森下参与兼教育総務課長、ほか
- 4 傍聴者 20人
- 5 議題等 ・議題
 - (1) 子ども・子育て支援新制度における利用者負担額について
 - (2) 私立園の新制度施行に伴う意向状況について
 - (3) 教育・保育の量の見込み、確保方策について
 - (4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策について
 - (5) 放課後児童健全育成事業の量の見込み、確保方策について
 - (6) 新制度に係る申請等のスケジュールと手続きについて
 - (7) 新制度に係る市民への周知・広報の取組について

6 会議内容

【議題】

- (1) 子ども・子育て支援新制度における利用者負担額について
- (2) 私立園の新制度施行に伴う意向状況について

●事務局 資料A-1～2、資料Bを用いて説明

○岩崎委員【質問・要望】

◇資料Bで「移行しない」を選択している私立幼稚園・私立保育園は、どのような理由で移行しないのか。

→子ども未来課

私立幼稚園については、意向調査の際、移行しない理由を確認している。主な理由としては、将来的な経営判断ができないこと、新制度について決まっていないことが多く保護者の理解を得るのが難しいこと、他園の状況を見て判断したいと考えていること等があげられた。

○上田委員【質問】

◇資料Bにおいて、「状況により判断」としている私立幼稚園・私立保育園が多いが、

詳細はどのようなことか。

→子ども未来課

新制度の公定価格においてどのような給付がなされるかを各園において検討している。
取組みによって加算があるため、制度の理解とは別に、現状に加えてどのようなことを行えば給付が多くなるのか、また園の運営上対応できるのかを検討しているのではないか。

○宮下委員【意見】

◇自分の幼稚園も「状況により判断」とした。私立幼稚園では、私学の独自性を生かしながら良い教育を行おうとやってくる。新制度に移行した場合、今までの「建学の精神」による教育の質を落とさず行えるのか不安がある。

○長谷川委員【意見】

◇自分の幼稚園も「状況により判断」とした。当初は新制度移行に際してインセンティブがあるということだったが、公定価格では、それがなくなっていた。静岡県の私学助成は全国的に見ても良い方であり、新制度に移行することにより私学助成がなくなることによる不安がある。また、保護者の理解を得ないで移行することはできないと考えている。

○浅井委員【意見】

◇保育園は全て新制度へ移行するので、認定こども園になるかどうか問題となる。新制度の理念は良いものだと思うが、それを具体化する策については自分のなかで消化できていない。今後消費税の増税により財源が確保されるのではという考えもあり、現在は状況をみている。加算という制度もあり今後の状況を見極め、保護者に説明した上で考えていきたい。

○宮本委員【質問】

◇資料Bに、私立保育園のうち7園が認定こども園に移行するとあるが、どのような理由で移行することに決めたのか。

→子ども未来課

7園のうち、現在幼稚園と保育園を併設しているところが2園。残り5園については、新制度が始まるタイミングで、保育園で行っている養護と教育に加え学校教育を園児に提供していきたいという思いがあると聞いている。

○太田嶋委員【意見】

◇新制度に移行する保育園が少ない理由として、現在の保育園は児童福祉施設として養護と教育を行っており、幼稚園に福祉の機能が加わるのに比べ、認定こども園に移行した際の変化が小さいこと、待機児童がいる現状で1号認定の子どもを受け入れる余裕がないことが、経営上の判断よりも大きいように思う。

今後認定こども園の評価が高まることになれば、移行する保育園が増えるのではないか。

○富樫委員【質問・意見】

◇資料A-1の公表・市民周知について、在園児に対して、園を通じて説明するようだがそれでは足りないのでは。園の先生や保育士から新制度について分からなくて不安だという声を聞く。園からでは保護者に対して十分な説明ができないのではないか。
今後入園する人たちに対して提供区域ごとに説明会を行ったり、常設の相談窓口を設けたりしてはどうか。

→子ども未来課

保護者向け説明会、園長会、ホームページ等様々な媒体を通して周知を図っていく。詳細は議題（7）にて説明させていただく。

（3）教育・保育の量の見込み、確保方策について

●事務局 資料1-1～3、資料Cを用いて説明

○杉山委員【質問】

◇現在の市立幼稚園が認定こども園となる際に、3歳未満児の受け入れを行わないのか、それとも平成28年度以降受け入れ予定があり、資料1-3の量の見込みに含まれているのか。既に給食施設がある市立幼稚園では受け入れが可能ではないか。

→子ども未来課

市立幼稚園から移行する認定こども園については、既存の施設での運営を想定しており0～2歳については当面受け入れない予定。既存の施設を活かしての移行となったが、状況に合わせて0～2歳の受け入れについて検討していく。そのため量の見込みのなかには含まれていない。

現在、市立幼稚園のなかで自園の給食施設を持っている園に安東幼保園があるが、移行方針に記載のとおり、条件が整い次第0～2歳についても受け入れていく方向で考えている。

○宮下委員【意見】

◇資料1-1の3ページについて、需要と供給の関係から、期限を設け、待機児童がいなければ認定こども園に移行する必要はないとする自治体がある一方、静岡市では、期限を設けず移行について受け入れをしてくれるということで有り難い。

○長谷川委員【意見・要望】

◇資料1-3の量の見込みについて、表中、平成27年度の「幼児期の学校教育の利用希望が強い」の人数は、現在私立幼稚園にいる2号認定を受けることができるであろう子どもの数になると思うが、これが「確認をうけない幼稚園」の人数に反映されていない。この部分について、平成26年1月24日に内閣府が自治体向けに開催した「子ども・子育て支援新制度説明会」の資料9「市町村子ども・子育て支援事業計画に定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出等のための「作業の手引き」について」の中で、幼稚園に通っている共働きの園児については注釈を設けて説明するようとしている。

る。資料3-1では、2号認定をうける子どもは「確認を受けない幼稚園」に通えないという誤解を招く恐れがあるので注釈をつけて欲しい。

→子ども未来課

資料3-1表中「幼児期の学校教育の利用希望が強い」の人数には、幼稚園で預かり保育を利用されている方が含まれている。これらの方が「確認を受けない幼稚園」を利用できないわけではないため、記載方法について検討したい。

○田中委員【質問・意見】

◇市立幼稚園が認定こども園になると、今までと何が変わるのか。0～2歳児について当面受け入れないということだが、当面とはどれぐらいの期間なのか示されないと利用者は不安に思う。

→子ども未来課

現在の市立幼稚園は、幼保連携型の認定こども園へと移行するため、教育のみでなく2号認定の定員も設けて長時間の保育にも対応するよう準備を進めている。一時預かりなど、地域の子育て支援事業も実施する。0～2歳については当面の間受け入れない予定だが、市全体の待機児童、私立園の状況を踏まえて検討したい。

(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策について

(5) 放課後児童健全育成事業の量の見込み、確保方策について

●事務局 資料2-1～2、資料3を用いて説明

○月川委員【質問・意見・要望】

◇資料2-2表中①「利用者支援事業・子ども未来サポーター」について、現在どのような相談があり、どの位ニーズがあるのか。

資料2-2表中⑨「病児保育事業、子育て援助活動支援事業・緊急サポート」について、緊急サポートの方が、依頼者の家に来て対応するという状況に抵抗がある。どこか施設で預かったりできないか。また会員数を増やすための広報はどのように行っていくのか。

→子ども未来課

子ども未来サポーターには、新制度の受付スタートに向け勉強してもらっている。これから活動が本格化すると考えている。

緊急サポートは、依頼した方の自宅で子どもをみる制度。支援する側の自宅で子ども世話すると感染症の場合被害が広がることになること等に配慮している。

会員数を増やすための方法については、本事業は市が委託している事業であるが、委託先が出張登録会をしている。今後、より効果的な方法について検討したい。

○山岸委員【意見】

◇子ども未来サポーターは、静岡中央子育て支援センターには1人配置されている。初めての子どもの場合、保護者に情報がなく不安に思うことが多いため、子ども未来課と協力

し、勉強しながら対応している。

○上田委員【質問・意見・要望】

◇資料3の9ページ「放課後対策の総合的な推進」について、働く女性は、就学前は保育園等に子どもを預け、仕事を終えてから迎えに行くことができたが、小学校に上がると18時を越えて開所している放課後児童クラブが少なく「小1の壁」にぶつかり、仕事を辞めてしまうことがある。10ページに「開所時間の延長を促進」とあるが、今後静岡市で開所する放課後児童クラブは、開所時間をどのようにするつもりか。

→子ども未来課

資料2-1の8ページにあるとおり、待機児童の受け入れ拡充を図るとともに、地域のニーズに応じて開所時間の延長等、質の向上を図っていきたい。

○新谷委員【質問・意見・要望】

◇放課後児童クラブの開設時間の延長について、働く保護者の視点からは必要かもしれないが、子どもを主体に考えると、7時過ぎまで学校にいたることが必ずしも良いことではないと考える。静岡は始業時間も早く、子どもの睡眠時間が削られることにはならないか。

また、新たに開設する放課後児童クラブの約8割以上を余裕教室等の小学校内の施設で実施したいということだが、どの程度余裕教室があるのか。現場として、余裕教室はあまりない印象。

○大川委員【質問・意見・要望】

◇新制度に移行する幼稚園には、一時預かり事業や時間外保育事業（延長保育）のノウハウがなく不安を感じる。また、保育教諭の確保ができるのか、既にいる職員の負担が大きくなるのではないか。

→子ども未来課

放課後児童クラブの施設整備については、教育委員会及び学校現場と協議し、事業計画を定めている。どの小学校に整備するかについても、教育委員会及び学校現場と十分な協議を重ね、利用者のニーズ、子どもの視点を踏まえた整備を行いたい。

認定こども園における職員の確保について、難しいのは確か。必要な保育を担う職員体制を確保するため、庁内では職員増員の要求等を行っている。保育士の確保策として、保育士・保育所支援センターの開設、新卒者への啓発等を行っている。資格併有について支援策を予定している。市立の資格併有について、今後検討が必要と考えている。

○富樫委員【質問・意見】

◇資料2-1の14ページにある「養育支援訪問事業その他要保護児童等支援に関する事業」の量の見込みについて、過去の実績を基にするということだが、児童虐待が増加傾向にある現状では、今後は過去の実績よりも増加するのではないか。

量の見込みの基準が世帯数となっているが、相談件数とする方が適切では。また要保護児童対策地域協議会における関係機関とは、どこを想定し、会議はどのように行うのか。放課後児童クラブについて、増設を行う中で、屋外活動の場所をどう確保するのか。

→子ども家庭課

「養育支援訪問事業」の量の見込みは、ニーズ調査の対象外であり、基本指針に参酌標準が示されている。本市では、要保護児童対策地域協議会の相談件数、児童相談所の虐待の相談件数、各区保育児童課内の家庭児童相談室の相談件数の平成21年度～平成25年度実績の平均伸び率を参考に算定した。量の見込み・確保の内容は国基準に合わせて策定している。

この協議会における関係機関は、市の保健福祉子ども関係部署、教育委員会、警察、病院関係者等。代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3つの会議を設置している。

→子ども未来課

放課後児童クラブでは、学校のグラウンドや体育館を借りることもあるが、今後は4年生以上の児童を受け入れるため、1クラブ40人の適正規模や質と環境について検討していきたい。

○太田嶋委員【意見・要望】

◇「利用者支援事業」について、地域の子育て支援事業は地域の連携、社会資源の活用、関係機関とのネットワークが基盤にないと充実した支援が行えないと考える。

子ども未来サポーターが地域の子育て支援センターに配置されるということだが、センターの管轄内の幼稚園・保育園・認定子ども園・小規模保育所の主任保育士や主幹教諭等は、子ども未来サポーターを支援する役割を担っていくことが必要ではないか。

○田中委員【意見・要望】

◇「利用者支援事業」について、子ども未来サポーターの支援に主任児童員も活用して欲しい。

また、地域の子育て支援センターの利用率が低い印象を受けた。現在利用していない人が利用しやすいよう、例えばこんにちは赤ちゃん事業で保健師等に紹介してもらい、子育て支援団体連絡会を活用する等周知を積極的に行ってはどうか。

○京井委員【意見・要望】

◇「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」について、「まかせて会員」の数を確保するために、現在子育て支援に関心のない層にアピールすることが必要ではないか。

放課後児童クラブについて、学年や家庭環境が様々な子どもがいるなかで、指導する先生の資質が重要ではないか。先生の質の確保をしっかりと行ってほしい。また、民間が参入しやすい方法を検討してほしい。

○山岸委員【意見】

◇子育て支援連絡会は、保健福祉センターごとに保育園、保健センターの保健士、民生主任児童員、いこいの家、静岡北特別支援学校等で会合を開いている。今後は幼稚園にも案内が必要だと感じた。

(6) 新制度に係る申請等のスケジュールと手続きについて

●事務局 資料D-1～2を用いて説明

(7) 新制度に係る市民への周知・広報の取組について

●事務局 資料D-1～2を用いて説明

○馬居委員【意見・要望】

◇待機児童対策、人口減少対策のための新制度ではないか。ならば、静岡市に住む人が増え、若者が根付くよう、子育てしやすい市にするために新制度を活用しているというメッセージを市長から積極的に示してはどうか。

幼稚園教育要領に基づいて幼稚園では教育が行われているが、小学校学習指導要領の内容と連携していない。新制度により全ての子どもが就学前教育を受けることが可能となった。ならば、小学校教育は、就学前教育を前提に行われることが必要ではないか。また、小学校教育のベースとなる内容を幼稚園で行うべきではないか。

家庭教育に代わるものとして、放課後児童クラブや塾等がある。教育委員会では、6年間の放課後児童クラブを学校教育と並行する学習支援の場として位置付けてはどうか。

→子ども未来課

子育てしやすい日本一のまちを目指している。人口減対策についても考えていきたい。

○垣見委員【意見・要望】

◇ひとり親家庭の学習支援についても考えてほしい。また老人福祉施設を、夕方以降放課後児童クラブに活用できないか。

○内藤委員【意見】

◇就労と家庭の両立支援は、企業の協力なくしてできない。労働局としては、両立支援のために、育児介護休業法および次世代育成支援対策推進法等の履行確保や、マザーズハローワークを通じた就職支援を図っていきたい。

○大橋委員【意見・要望】

◇障害児について、市立保育園に子どもを入れるためには、母親が働かなくてはいけない。幼稚園や認定こども園の1号認定に加配があれば、母親が働かなくても子どもを預けることができるので、ぜひ加配を付けて欲しい。

新制度では、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を持つ「保育教諭」であることが必要となるが、県立短大では保育士資格しか取得できず、市立の試験が受けられないのが残念。

○津富会長【意見】

◇国の制度の変更を、静岡市としてどう活用するかが問われている。